# 平成23年度地下水質概況調査結果について

### 1 調査の概要

地下水の水質汚濁に係る環境基準の維持達成状況を調査するため。全県を4キロメートル四方に区分し、 山間部を除く151区画(群馬県99、前橋市14、高崎市17、伊勢崎市9、太田市12)の井戸について、地下水 質の調査をしました。

なお、この調査は水質汚濁防止法第16条第1項による「水質測定計画」に基づいて平成元年から毎年実施しています。

## 2 調査項目別井戸数及び調査実施時期

	4111 X H // 1/1 /						
実施主体	調査井戸数		調査項目	調査実施時期			
群馬県	99	26	3項目(注1)				
		28	15項目(注2)				
		45					
前橋市	14			11月			
高崎市	17		28項目(注3)				
伊勢崎市	9						
太田市	12	10					
		2	15項目(注2)				

(注1)3項目とは、次のとおり。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

- (注2)15項目とは、(注1)の3項目に次の12項目を追加した項目です。 カドミウム、鉛、砒素、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,1ージクロロエチレン、1,2ージクロロエチレン、1,1,1ートリクロロエタン、ふっ素、ほう素、塩化ビニルモノマー、1,4ージオキサン
- (注3)28項目とは、(注1)の3項目及び(注2)の12項目に次の13項目を追加した項目です。 全シアン、六価クロム、総水銀、アルキル水銀(総水銀が検出された場合のみ)、PCB、 1,2ージクロロエタン、1,1,2ートリクロロエタン、1,3ージクロロプロペン、チウラム、シマジン、 チオベンカルブ、ベンゼン、セレン なお、伊勢崎市においては、総水銀の検出の有無ににかかわらず、アルキル水銀を調査項目に加えています。

### 3 調査結果(別表参照)

調査を実施した151本の井戸のうち、30本の井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しました。また、1,2-ジクロロエチレンが1本の井戸で、カドミウムが1本の井戸で環境基準を超過しました。なお、1,2-ジクロロエチレンが環境基準を超過した井戸は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素も環境基準を超過したため、環境基準を超過した井戸の本数は31本となります。この他の調査項目で環境基準の超過はありませんでした。

### 4 井戸の所有者に対する指導

環境基準を超える値が検出された井戸の所有者に対して、飲用を控えるよう指導を行いました。

## 5 地下水の水質保全のための主な取り組み

工場・事業場に対する有害物質の適正な取扱い及び地下浸透防止の指導を実施しており、硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素については、次のような取り組みを実施しています。

#### ア 農業関係

環境への負荷が少ない施肥技術の普及を行っています。

#### イ 畜産関係

家畜排せつ物の適正な処理及び管理の指導を行っています。

## ウ 生活排水関係

「群馬県汚水処理計画」に基づき、地域の実情に即した生活排水施設の整備を進めています。

# 別表

# 平成23年度地下水概況調査環境基準超過一覧

県井戸番号	所在地		硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	1,2-ジクロロエチレン	カドミウム	
7-23	前橋市	上泉町	29			
11-23	前橋市	橳島町	21	0.073		
12-23	前橋市	小島田町	32			
23-23	高崎市	鼻高町	100			
30-5	桐生市	新里町山上	14			
33-4	桐生市	新里町野	13			
34-23	みどり市	笠懸町鹿	15			
38-23	伊勢崎市	野町	18			
40-23	伊勢崎市	八寸町	12			
41-23	伊勢崎市	韮塚町			0.0038	
43-23	伊勢崎市	境東新井	14			
47-23	太田市	藪塚町	14			
48-23	太田市	新田村田町	28			
52-23	太田市	新田小金井町	22			
56-23	太田市	下田島町	17			
58-23	太田市	出塚町	13			
67-23	渋川市	有馬	20			
70-23	吉岡町	大字南下	13			
84-23	甘楽町	大字庭谷	26			
85-23	富岡市	神農原	11			
87-23	高崎市	吉井町長根	13			
94-23	安中市	上間仁田	11			
108-6	嬬恋村	大字大前	11			
117-11	沼田市	利根町追貝	11			
120-16	沼田市	戸神町	12			
128-23	昭和村	川額	15			
131-23	館林市	日向町	11			
134-1	板倉町	大字除川	15			
140-1	板倉町	大字海老瀬	13			
141-23	千代田町	大字舞木	11			
144-15	明和町	斗合田	11			
		環境基準(mg/I)	10以下	0.04以下	0.003以下	

# (参考)硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の過去10年間の環境基準超過状況

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
調査実施数	151	151	105	88	88	151	151	151	151	151
基準超過数	42	36	29	12	17	29	27	23	33	30
超過率(%)	27.8	23.8	<b>※</b> (27.6)	<b>※</b> (13.6)	<b>※</b> (19.3)	19.2	17.9	15.2	21.9	19.9

<sup>※</sup>全151地点での調査でないため、参考値です。